

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

◇告 示

目 次

- 保険医の登録
- 保険医及び保険薬剤師の登録
- 被爆者一般疾病医療機の指定
- 肥料の登録の有効期間の更新
- 肥料の分析検査の結果の概要
- 解除予定の保安林
- 〃
- 〃
- 土地改良事業の認可
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 〃
- 土地改良区の役員の変更
- 土地改良区の役員の変更
- 土地改良区の役員の変更

土地の用途廃止

◇人委規則 へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

◇正 誤 昭和四十六年三月鳥取県公安委員会告示第十七号中訂正

告 示

鳥取県告示第三百十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏 名	住 所	登録の記号 及び番号	登 録 の 年 月 日
川本 久雄	倉吉市東町四四〇	鳥医第一五八二号	昭和四十六年三月十五日

鳥取県告示第三百二十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

氏名	住所	登録の記号及び番号	登録の年月日
田口 公子	米子市東福原四八二川手方	鳥医第一五八三号	昭和四十六年三月二十五日
渡辺 陽子	鳥取市亥好町四〇四	鳥薬第一二五四号	昭和四十六年三月二十七日

鳥取県告示第三百二十一号

原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（昭和三十二年法律第四十一号）第十四条の三第一項の規定に基づき、被爆者一般疾病医療機関を次のとおり指定したので、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律施行規則（昭和三十三年厚生省令第八号）第二十二條において準用する同規則第十二條の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名称	所在地
昭和四十六年四月二日	赤碓町国民健康保険直営赤碓診療所	東伯郡赤碓町赤碓

鳥取県告示第三百二十二号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び氏名
鳥取県第三五四号	国府西瓜複合肥料一号	窒素全量七・〇 アンモニア性窒素五・五 りん酸全量五・〇 うち 可溶性りん酸四・五 うち 水溶性りん酸三・七 加里全量八・〇 うち 水溶性加里七・八	岩美郡国府町大字町屋三〇四番地 国府町農業協同組合 組合長理事 臼井信一

鳥取県告示第三百二十三号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第一項の規定に基づき、昭和四十五年一月から十二月までに収去した肥料の分析検査の結果の概要を、同法同条第五項の規定により、次のとおり公表する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

肥料の種類 保証票添付者

検査 うち
点数 合格点

硫酸アンモニア	宇部興産株式会社	三	〇
過りん酸石灰	菱東肥料株式会社	三	〇
熔成りん肥	日本化学工業株式会社	三	〇
〃	日之出化学工業株式会社	三	〇
〃	信越化学工業株式会社	六	〇
混合りん肥	小野田化学工業株式会社	三	〇
魚かす粉末	株式会社中田商會	三	〇
蒸製骨粉	山口油脂工業所	三	〇
〃	日山化工株式会社	三	〇
なたね油かす粉末	不二製油株式会社	六	〇
〃	加藤製油株式会社	三	〇
わたみ油かす粉末	岡村製油株式会社	三	〇
〃	株式会社大阪製油所	三	〇
ひまし油かす粉末	丸金製油株式会社	六	〇
米ぬか油かす粉末	株式会社加藤製油	三	〇
第一種混合有機質肥料	株式会社中田商會	六	〇
加工家きんふん肥料	日新化学工業株式会社	三	〇
第一種複合肥料	福栄肥料株式会社	九	〇
〃	石原産業株式会社	八	〇
〃	神島化学工業株式会社	三	〇
〃	住友化学工業株式会社	九	〇
〃	片倉チツカリン株式会社	三	〇

昭和電工株式会社	六	〇
光興業株式会社	六	〇
関西日産化学株式会社	六	〇
日産化学工業株式会社	三	〇
東亜合成化学工業株式会社	三	〇
九菱肥料株式会社	三	〇
大東肥料株式会社(大阪)	三	〇
中央化成株式会社	六	〇
清和肥料工業株式会社	九	〇
協和醱酵工業株式会社	六	〇
窒磷加肥料工業株式会社	三	〇
日新化成工業株式会社	三	〇
セントラル硝子株式会社	九	〇
宇部興産株式会社	一八	〇
宇部化成肥料株式会社	六	〇
九州化学工業株式会社	三	〇
三菱化成工業株式会社	六	〇
三井東洋化学工業株式会社	三	〇
東洋瓦斯化学工業株式会社	三	〇
日本水素工業株式会社	三	〇
旭化成工業株式会社	六	〇
株式会社九鬼製肥所	六	〇
鳥取県経済農業協同組合連合会	一五	〇
倉吉市農業協同組合	三	〇

鳥取県告示第三百二十四号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

佐治村農業協同組合	三	〇
赤碕町農業協同組合	二	〇
中浜農業協同組合	二	〇
逢坂農業協同組合	二	〇
日本肥糧株式会社	六	〇
大日本ドロマイト鋳業株式会社	三	〇
足立石灰工業株式会社	三	〇
清水工業株式会社	三	〇
米田産業株式会社	三	〇
アサヒミネラル工業株式会社	三	〇
電協産業株式会社	三	〇
蛇の目化工株式会社	三	〇
鋼管鋳業株式会社	六	〇
川鉄鋳業株式会社	六	〇
日本耕土産業株式会社	三	〇
内海塩業株式会社	三	〇
宇部化学工業株式会社	三	〇
硫酸 苦土肥料	三	〇
水酸化苦土肥料	三	〇

鳥取県告示第三百二十五号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡智頭町大字芦津字中山七八二の一(次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
林道敷地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。)
- 一 解除予定に係る保安林の所在場所
八頭郡船岡町大字志子部字稗苅ヨリ白石迄六四六の一、字茅谷六四八の五から六四八の七まで、六四八の九、六四八の一〇、字口日向六五〇の一、二(以上七筆について次の図に示す部分に限る。)
 - 二 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 三 解除の理由
林道敷地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び船岡町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十六号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡那家町大字姫路字石ヶ谷八〇五の一七、八〇五の一八、八〇五の二〇から八〇五の二四まで、八〇五の二六(以上八筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び那家役場町に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第三百二十七号

日野町長から申請のあつた日野町営土地改良(本郷地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十八号

日南町長から申請のあつた日南町営土地改良(神福地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百二十九号

大栄町長から申請のあつた大栄町営土地改良(妻波地区かんがい排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十号

日南町長から申請のあつた日南町営土地改良(中石見地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十一号

日南町長から申請のあつた日南町営土地改良(萩原地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十二号

日南町長から申請のあつた日南町営土地改良(福寿実地区農道整備)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十六年四月六日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員の変更をした旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

佐陀川右岸土地改良区

住所変更した役員の名及び住所

理事	石 見 顕 義	変更前の住所	米子市尾高一、六八四
		変更後の住所	一、六八四 七三三
理事	松 本 善 治	変更前の住所	米子市目下三一〇
		変更後の住所	一四四の一

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

上野福尾土地改良区

就任した役員の名及び氏名

理事	福 留 伊 佐 夫	西伯郡大山町福尾五五五の一
〃	金 田 熊 男	三〇四
〃	金 田 進	四九七
〃	門 脇 潔	五四九
〃	角 田 宇 吉	二八九
〃	福 留 勝 美	四九六

角田 弘人 // 二八五
 山根 健寿 // 上野一九六
 金田 良夫 // 二〇二
 山根 実 // 一三三
 朝妻 宗治 // 二〇〇
 山根 秀範 // 一八三
 山根 茂 // 一八七
 金田 篤治 // 二二二
 金田 秀雄 // 福尾三〇〇

設立認可申請人において選任し、昭和四十六年二月二十四日就任 任期
 第一回総会まで

玉鉾土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 集 隴 良雄 岩美郡国府町大字玉鉾五一番地

// 山本 勝美 // 五二番地

// 秋田 栄市 // 一二番地

// 松長 茂登 // 三〇番地

// 野田 熊夫 // 一八番地

// 小林 正吉 // 麻生三四八番地

// 野田 徳寿 // 玉鉾六二番地

// 山本 登三男 // 五三番地

任期満了により退任

就任した役員の名及び住所

理事 前川 治雄 岩美郡国府町大字玉鉾三五番地

集 隴 良雄 // 五一番地
 山本 勝美 // 五二番地
 山本 貞雄 // 五二番地
 野田 熊夫 // 一八番地
 小林 正吉 // 麻生三四八番地
 中村 与市 // 三八〇番地四
 小林 光芳 // 二二四番地
 山木 登三男 // 玉鉾五三番地
 林 信治 // 八五番地

米川土地改良区

退任した役員の名及び住所

監事 倉 郷 孝道 米子市夜見二、二三〇

昭和四十六年二月四日死亡により退任

大沢土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 井上 万吉男 米子市東福原八二八番地

// 潮 孝道 // 九一三番地

// 政木 弘 // 三〇五番地

// 阿部 忠次郎 // 四〇九番地

// 渡辺 嘉吉 // 西福原一〇〇四の二番地

// 大上 良三 // 九五三番地

// 大先 安五郎 // 一二〇八番地

// 国尾 春吉 // 九一九番地

〃	〃	監事	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃			
竹中米一	森尼秀顕	井上善司	松田宏	井原喜三雄	小別所貞徳	永木賛	北尾忠治	井上豊茂	松田明雄	縄田筆久	宮西重文	永恵清太郎	宮原利徳	田平勝晴	野村勇	森井貢	岩本茂	先灘宗一	倉立俊明	相野包寿	清水正朝	河上徳寿	国岡元治
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
両三柳四四六番地	西福原六〇二番地	東福原八五六番地	上福原一二一五番地	勝田町二七七番地	中島一一八番地	安倍九〇七番地	一九〇一番地	一五一一番地	上福原九八五番地	三四八五番地	三三四六番地	四六五四番地	五四九番地	二六八五番地	二六三八番地	二五七四番地	二三四二番地	二二八九番地	両三柳二二五五番地	四二八番地	米原七一三番地	一九七番地	三二一番地

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
高光信市	宮原利徳	野村勇	森井貢	岩本茂	戸田忠彦	倉立俊明	相野包寿	清水正朝	河上徳寿	本田勇	生田薫	大先安五郎	大上良三	渡辺嘉吉	加藤隆良	潮孝道	井上万吉男	理事	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	就任した役員の氏名及び住所	任期満了により退任	坪内了治	荒島茂宜	亀尾真寿夫
四五一三番地	五四九番地	二六三八番地	二五七四番地	二三四二番地	二二五七番地	両三柳二二五五番地	四二八番地	米原七一三番地	一九七番地	三三四番地	一三六一番地	一二〇八番地	九五三番地	西福原一〇〇四の二番地	二八一の二番地	九一三番地	米子市東福原八二八番地	〃	〃	〃	河崎八四五の二番地	旗ヶ崎七五七番地	上福原一一〇八番地

宮松 倅 一五八八番地
 縄田 筆久 三四八五番地
 福景 龜寿 上福原一八四一番地
 竹本 美佐雄 九八二番地
 影谷 勸一 一五四六番地
 永本 實 安倍九〇七番地
 小別所 貞徳 中島一八番地
 井原 喜三雄 勝田町二七七番地
 鈴木 昭三 旗ヶ崎一〇三三の二番地
 井上 善司 東福原八五六番地
 森 尾秀顕 西福原六〇二番地
 宮三 基秋 岡三柳二六九〇番地
 竹中 米一 四四六四番地
 荒島 茂宜 旗ヶ崎七五七番地
 坪内 了治 河崎八四五の二番地

昭和四十二年五月三十一日総代会において選挙の結果当選し、昭和四十二年六月一日就任 任期四年

鳥取県告示第三百三十五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第三百三十六号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
岩美郡国府町大字宮ノ下	字八反田四五七番地先から	八九・一一	道路敷
	字以原六〇一番地先まで		
先から	字八反田四五六ノ一二番地	九九・〇四	水路敷
	字四四ノ九番地先まで		

鳥取県告示第三百三十七号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
倉吉市下田中字上五反田二七八ノ一番地先	字核谷七〇五番地先から	一三・一七	水路敷
	字七〇六番地先まで		
倉吉市下田中字上五反田二七八ノ一番地先	字核谷七〇三番地先	四二・三九	水路敷
	字核谷七〇三番地先	八・六四	

鳥取県告示第三百三十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
東伯郡三朝町大字三朝字村通八七四番地先		九・〇〇	道路敷

鳥取県告示第三百三十九号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市秋里字埋立一、〇〇三七番地先から		二七七・一二	道路敷
〇〇四八ノ一番地先まで			
〇〇五二番地先から		二二〇・二五	"
〇〇四八ノ一番地先まで			
松並町三丁目二八一番地先		六六・一五	"
江津字埋立七四二番地先から		七三・四七	"
七四三ノ一番地先まで			
七四九ノ一番地先		四二・四一	"
秋里字埋立一、〇四〇ノ一番地先から		一二二・一六	水路敷
〇〇三七番地先まで			

二六九番地先から	三七・〇八	"
二七〇番地先まで		
江津字埋立七四二番地先から	六四・四六	"
七四三ノ一番地先まで		

鳥取県告示第三百四十号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市叶字寺田二三五ノ一番地先		二〇・二〇	道路敷

鳥取県告示第三百四十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石

破 二 朗

場	所	(平方メートル)	用途
鳥取市吉成字中坪二四七ノ二番地先から		二五・一二	道路敷
二四七ノ八番地先まで			
二四八ノ一五番地先から		二四・三五	水路敷
二四七ノ三番地先まで			

鳥取県告示第三百四十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年四月九日から用途廃止した。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市商栄町一七七ノ二番地先から一八二ノ二番地先まで		二五〇・三四	水路敷

人事委員会規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年四月十三日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第二十五号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則(昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第二条の見出しを「(へき地学校、準へき地学校及び特別地域学校)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 条例第十一条の五第一項に規定する特別の地域に所在する学校で人事委員会規則で指定するもの(以下「特別地域学校」という。)は、別表

第三のとおりとする。

第三条第一項第一号中「若しくは準へき地学校」を「準へき地学校若しくは特別地域学校」に、「へき地学校等」を「へき地等学校」に改める。
第三条第一項第二号及び第五条中「へき地学校等」を「へき地等学校」に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二

準へき地学校

所 在 地	学 校 名
日野郡日南町上萩山一二三ノ一番地	多里小学校上萩山分校
日野郡日南町印賀一五一六番地	大宮小学校
日野郡日南町菅沢八四三番地	大宮小学校菅沢分校
日野郡日南町印賀一五一五番地	大宮中学校
日野郡日南町阿毘縁二二四八番地	阿毘縁小学校
日野郡日南町阿毘縁二二五九番地一	日南中学校阿毘縁校舎

別表第二の次に次の一表を加える。

別表第三

特別地域学校

所 在 地	学 校 名
八頭郡用瀬町大字江波六五四番地	用瀬小学校江波分校

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十六年四月一日から適用する。

正 誤

昭和四十六年三月鳥取県公安委員会告示第十七号（道路交通の規制に関する規程の一部改正について）申次の箇所にて誤りがあったので、訂正する。

頁	段	行	誤	正
一	下	十二	162から165までを	162から166までを

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円（送料を含む。）】